

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 日本テレビホールディングス株式会社

【英訳名】 Nippon Television Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長執行役員 杉山 美邦

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目6番1号

【電話番号】 03(6215)4111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務・人事管理局総務部長 田中 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番1号

【電話番号】 03(6215)4111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務・人事管理局総務部長 田中 秀雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第93期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金 35円

配当総額 8,923,344,640円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 30,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、山口 寿一、杉山 美邦、石澤 顕、福田 博之、佐藤 謙、垣添 忠生、真砂 靖、勝 栄二郎、菰田 正信、諏訪 貴子、村上 由美子の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、横田 昌之、北村 滋の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、根岸 豊明氏を選任するものであります。

第5号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額のうち社外取締役分を「年額1億1千万円以内」から「年額2億円以内」に改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)3
第1号議案 剰余金処分の件	1,921,586	301,073	591	(注)1	可決 86.39
第2号議案 取締役11名選任の件					
山口 寿一	1,707,784	514,867	591	(注)2	可決 76.78
杉山 美邦	1,658,746	563,908	591		可決 74.57
石澤 顕	2,010,209	212,449	591		可決 90.38
福田 博之	1,892,713	329,943	591		可決 85.09
佐藤 謙	1,661,818	560,836	591		可決 74.71
垣添 忠生	1,661,787	560,867	591		可決 74.71
真砂 靖	1,694,412	528,244	591		可決 76.18
勝 栄二郎	2,012,427	210,233	591		可決 90.47
菰田 正信	1,592,629	630,028	591		可決 71.60
諏訪 貴子	2,085,704	136,957	591		可決 93.77
村上 由美子	2,086,824	135,839	591		可決 93.82
第3号議案 監査役2名選任の件					
横田 昌之	2,113,329	109,327	591	(注)2	可決 95.01
北村 滋	1,842,578	380,078	591		可決 82.84
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
根岸 豊明	2,114,999	107,655	591	(注)2	可決 95.09
第5号議案 社外取締役の報酬限度額 改定の件	2,063,732	158,857	662	(注)1	可決 92.78

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 本株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対又は棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上